

平成二十一年六月二十六日受領  
答弁第五六二二号

内閣衆質一七一第五六二号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する再質問  
に対する答弁書

一について

御指摘の作業は、外務省大臣官房において、関係書類の確認により、平成二十一年六月十日以降に行われた。

二について

外務省において確認した範囲では、御指摘のような事例は確認されなかった。

三について

在勤手当の額は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、適正に定められており、国民の理解は得られているものと認識している。